平成３０年（フ）第４８号
盛岡市三ツ割５丁目８番12号
債務者　加藤　貴子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１２号
茨城県つくばみらい市板橋3139番地１、前住所茨城県土浦市藤沢3383番地２
債務者　飯島　治子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
千葉市中央区大巌寺町305番地56
債務者　池田　　功
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５７号
千葉県市川市奉免町310番地　（市営住宅奉免団地１－３－３）
債務者　小林　勝義
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７５号
千葉県市原市青柳１丁目11番地13　ＭＫハイツ青柳202
債務者　内山　正一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０７号
千葉県市原市ちはら台東９丁目12番地７　グローリオ303
債務者　田中　保晴
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１８号
千葉県船橋市大穴北４丁目６番34号
債務者　佐藤　利明
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１９号
千葉県船橋市西船４丁目５番10号　メゾンリッシュ第３西船108号
債務者　土肥　竜一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２７号
千葉県市川市菅野１丁目23番20号　（コーポマキ101号）
債務者　加藤信太郎
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３３号
千葉県浦安市東野２丁目16番18号
債務者　鈴木　春佳（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３７号
千葉市中央区道場北２丁目16番１－305号
債務者　北原　　彩（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４１号
千葉県市川市下貝塚２丁目24番12号（ハイツフレグランスＢ－202号）
債務者　佛井　和子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５７号
千葉県浦安市富士見２丁目17番３号　ビレッジ736（203）
債務者　小倉　彩美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７０号
千葉県船橋市二宮１丁目45番７号　オークハウス201号
債務者　小澤　将之
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１４号
千葉市中央区要町２番16号　ロザール東千葉402号
債務者　鈴木　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
新潟県糸魚川市大字仙納1391番地
債務者　伊野　健治
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
新潟地方裁判所高田支部